

評 価 書

平成28年9月5日

宮 城 県

下記事業を対象として行った大規模事業評価の結果は、以下のとおりである。

記

1 対象事業名

石巻好文館高等学校校舎等改築事業

2 事業の概要

別添資料1「事業の概要」のとおり

3 県民生活及び社会経済情勢に対する効果並びにその把握の方法

別添資料2「評価結果」のとおり

4 評価の経過

平成28年7月11日 行政活動の評価に関する条例第5条の書面（評価調書）の確定

平成28年7月12日 宮城県行政評価委員会への諮問

平成28年7月12日 行政活動の評価に関する条例第9条に基づく県民意見聴取
～8月12日

平成28年7月20日 同委員会大規模事業評価部会第1回開催

平成28年8月25日 同委員会大規模事業評価部会第2回開催

平成28年9月 1日 同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申

平成28年9月 5日 県の自己評価の確定, 条例第10条の書面（評価書）の確定

5 行政評価委員会の意見

別添資料3「答申」のとおり

6 評価の結果

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会における調査審議の経過、同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申並びに県民意見聴取の結果を踏まえ、本事業について、行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年宮城県規則第26号）第17条第1項に定める基準に基づき評価を行った結果、本事業を実施することは適切であると判断した（評価結果の詳細は、別添資料2のとおり）。

なお、同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申内容（評価書を作成するに当たり検討すべき事項等）に対する県としての検討結果は、次のとおりである。

答申内容に対する検討結果

人口減少・少子化の将来予測を踏まえ、新しい教育ニーズにも適切に対応できる学校運営の展開について配慮すること。[答申記1関係]

【検討結果】

人口減少・少子化の将来予測を踏まえ、新しい教育ニーズにも適切に対応できる学校運営の展開について配慮していく。

事業概要

I 事業の概要

事業の名称	石巻好文館高等学校校舎等改築事業
事業の概要	<p>【概要】 当該校の校舎施設は、前身である石巻女子高等学校の校舎として、東校舎は昭和42年、西校舎は昭和43年に旧耐震基準で建築されたものである。 平成18年の男女共学化に伴い、「石巻好文館高等学校」として名称が改められたが、校舎施設等については、前述の施設を継続して使用している状況である。 共学化に伴う改修工事、平成17・18年に実施した耐震補強工事、及び東日本大震災時の津波の浸水被害に対する復旧工事など、必要最小限の改修により施設の保全を図っているものの、校舎自体は既に建築後47～48年を経過しており、老朽化が著しいことから、改築を行うものである。</p> <p><対象校の現況> (平成28年6月1日現在) 所在地：石巻市貞山3丁目4番1号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全日制課程 普通科 16学級 ・生徒数599名 1学年－200名 (5学級) (男女) 2学年－201名 (5学級) 3学年－198名 (6学級) ・職員数66名 (他 ALT等6名) ・施設の規模：3階建校舎 6,339㎡ (鉄筋コンクリート造) その他附属棟 670㎡ (鉄筋コンクリート造他) <p>《附属資料1 位置図》 《附属資料2 現況配置図》 《附属資料3 現況写真》 《附属資料4 石巻好文館高等学校 学校要覧(平成27年度版)》</p> <p>【上位計画との関連】 ○ 宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画 (再生期：平成26年度～29年度)【平成28年度版】(平成27年度改訂) 第4章 宮城の未来をつくる33の取組 第2節 安心と活力に満ちた地域社会づくり 2 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり 取組17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり</p> <p>《附属資料5 宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画 (再生期：平成26年度～29年度)【平成28年度版】〔一部抜粋〕》</p> <p>○ 宮城県教育振興基本計画 (平成22年3月) 第4章 施策の展開 2 施策の基本方向 基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり (5) 県立学校の改革の推進</p> <p>《附属資料6 宮城県教育振興基本計画 -概要版-》</p>

<p>事業計画の背景</p>	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県においては、教育環境の改善を図るため、建築後40年を目処に、各学校の施設実態を踏まえながら、順次計画的に改築を進めている。 ○ 当該校は、平成18年4月に男女共学化が図られ、名称も現在の石巻好文館高等学校と改めたが、校舎等の施設については前身である石巻女子高等学校の施設に改修を加え、継続して使用している。 ○ 学校施設としては、校舎・屋内運動場・生徒会館等が設置されており、これらの施設では日常的に多数の生徒が学校生活を送っている。そのため、常に施設の安全性を確保する必要がある。 ○ 「新県立高校将来構想」（平成22年3月）においては、「効率的・効果的な施設整備を推進するとともに、各学校の特色ある教育活動の充実に配慮した整備を進めます」との方針が示されている。 また、「同 第2次実施計画」（平成25年2月）の中でも、「効率的・効果的な施設整備の推進」という項目が設けられており、東日本大震災の前後を問わず、計画的な整備の推進は重要な課題となっている。 <p>《附属資料7 新県立高校将来構想〔一部抜粋〕》 《附属資料8 新県立高校将来構想 第2次実施計画〔一部抜粋〕》</p> <p>【期待される効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化の著しい校舎の改築により、施設の利便性・安全性が確保される。 ○ 当該校は平成22年度より単位制を導入し、少人数授業を展開するなど独自の取組を行っている。改築に伴い、この特色がより活かされる環境を整備することで、生徒募集の強みがさらに発揮され、進学拠点校としての位置づけがこれまで以上に強化されることが期待される。 ○ さらに、石巻高等学校と石巻好文館高等学校の2つの進学校がこれまで以上に切磋琢磨しあうことで、石巻圏域全体の学力向上につながるると同時に、他の中堅普通科高等学校及び専門高等学校との機能分担が実現することで、児童生徒の希望する進路に応じた多様な学校選択が可能になることが期待される。 ○ 共学校としての施設環境を見直すことで、男女いずれの生徒にも魅力的な学校空間が形成される。
<p>これまでの取組状況</p>	<p>平成15年 耐力度調査の実施 平成17年 耐震補強工事の実施（東校舎） 平成18年 男女共学化・石巻好文館高等学校に名称変更 耐震補強工事の実施（西校舎） 平成22年 新県立高校将来構想策定（計画期間平成23～32年度） 新県立高校将来構想第1次実施計画策定 （計画期間平成23～27年度） 平成24年 災害復旧工事（東日本大震災） 平成25年 新県立高校将来構想第2次実施計画策定 （計画期間平成26～30年度）</p>
<p>今後のスケジュール</p>	<p>平成28年度 大規模事業評価，基本・実施設計，地質調査等 平成29年度 基本・実施設計 平成30年度 校舎改築工事 平成31年度 校舎改築工事 平成32年度 外構・グラウンド整備工事</p> <p>供用開始予定 平成32年4月</p>

II 事業内容 《附属資料9 施設整備概要》
《附属資料10 県立高等学校改築事業相对比较表》

用地関係	予 定 地	石巻市貞山3丁目4番1号
	用地確保の状況	用地の確保 <input checked="" type="checkbox"/> ・未 造成面積 _____ m ² <input checked="" type="checkbox"/> 県有地・民有地買上・民有地借り上げ・()
	敷 地 面 積	63,030 m ²
	規 制 の 状 況	規制区域 _____ 用途 第一種住居地域 建ぺい率 60% 容積率 200% その他 建築基準法第22条指定区域
建設関係	事 業 規 模	延べ床面積 7,009 m ² (予定) 構造 鉄筋コンクリート3階建 整備される主な施設 校舎棟, 機械室, その他附属棟等

III 事業費

建設費	A	調査費	13百万円
		設計費	98百万円
		工事費	3,617百万円
		その他 (工事監理費・需用費等)	83百万円
		合 計	3,811百万円
		【財源内訳】	
		起債	
		臨時高等学校整備事業債 (充当率90%)	3,430百万円
		一般財源	381百万円
		合 計	3,811百万円
維持管理費	B	40年間の維持管理費の累計 (建設後の施設の利用を平成32年～平成71年の40年間と想定)	
		人的経費	473百万円
		修繕・補修関係経費	1,226百万円
		運営・管理経費	1,056百万円
		合 計	2,755百万円
		【財源内訳】	
		起債	
		臨時高等学校整備事業債 (充当率90%)	946百万円
		一般財源	1,809百万円
		合 計	2,755百万円
合計	A+B		6,566百万円

評 価 結 果

行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年規則第26号）第17条第1項各号に規定する基準等に基づく評価結果は、次のとおりである。

1 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。（第1号関係）

【当該事業の必要性】

- 当該校舎の老朽化は著しく、今後の生徒、教職員等の安全・安心の確保のためには改築が必要である。
- 当該校は全日制課程普通科において石巻地区唯一の単位制高校であり、少人数授業を展開するなど独自の取組を行い、進学拠点校として魅力的な高校づくりに努めている。これらの特色を活かし、生徒の学習意欲に応える環境を整備するため、必要な事業である。
- 少子化の影響により県全体での生徒数は減少傾向にあるが、石巻地区の学校はいずれも一定の規模を保っていることから、生徒数の減少に対しては、当面、学級減で対応していくことが可能である。
- 交通の利便性に優れ、教育施設等にも近接するなど、地理的に優れた立地であり、また、設立から100年以上の歴史を持つ伝統校という点からも、当該校を存続させる意味合いは非常に大きいものと考えられる。

《附属資料1 1 地区別中学校卒業（見込）者数の推移》

《附属資料1 2 石巻圏中学校卒業（見込）者数の推移》

【現施設の状況（施設の規模、利用状況、耐用年数）】（平成28年6月1日現在）

- ・施設規模

校舎	6, 339㎡	（鉄筋コンクリート造／築47～48年）
機械室	96㎡×2棟	（鉄筋コンクリート造／築30年）
書庫	36㎡	（鉄筋コンクリート造／築47年）
コークス置場	19㎡	（コンクリートブロック造／築47年）
倉庫	66㎡	（木造／築47年）
	（その他、渡り廊下棟等）	
- ・利用状況

生徒数	599名
職員数	66名（他ALT等6名）
- ・耐用年数

鉄筋コンクリート造	47年	コンクリートブロック造	34年	木造	15年
（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（財務省令）」別表より）					

《附属資料1 3 減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第一〔一部抜粋〕》

2 県が事業主体であることが適切であるかどうか。（第2号関係）

- 県立高等学校は、学校教育法第2条及び第5条に基づき県が設置・管理する施設であり、県は学校施設の適正な管理運営の責任を負うものである。
- 学校施設は、本県の学校教育関係施設として次代を担う人材の育成の場として供されるもので、一定の要件を満たす全ての県民が対象となり、また、便益も特定の県民に限定されるものではないと考えられる。

3 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか。（第3号関係）

【老朽化に伴う早急な改築の必要性】

- 県立高等学校については、建築後40年を目処に、各学校の施設実態を踏まえながら計画的に改築を行うこととしている。現在の校舎は昭和42～43年に建築されたもので、築年数は47～48年となっており、既に目安となる40年を超過し、著しい老朽化が生じている。また、この築年数は鉄筋コンクリート造建築物の耐用年数47年を満了した状態でもあり、こちらの観点からも早急な改築が求められるものである。

4 事業の手法が適切であるかどうか。(第4号関係)

【PFI事業の導入について】

- 県では、初期建設費が10億円以上の事業については、PFI事業導入の検討を行っているが、本件は以下の理由によりPFIの導入はせず、従来方式による整備を採用した。
 - ① 県立高等学校改築事業については、平成15年度実施の第三女子高等学校、平成16年度実施の仙台第三高等学校の際に、PFI方式の導入について財政面を含めた総合的な検討を行ったものの、メリットが見いだせず、いずれの事業も従来方式が優位と判断された経緯がある。
 - ② 本件も上記2件と同様の改築事業にあたることから、「宮城県PFI活用方針」Ⅱ-2-(1)に規定された、「PFI導入調整会議において既に検討がなされ、PFIが不適当と判断された同様の事業」に該当すると考えられたため、担当課である総務部行政経営推進課と協議を行ったところ、PFI導入調整会議への付議を不要とする旨の回答がなされたこと。
- 以上2点により、本件は従来方式によることが妥当であると判断した。

5 事業の実施場所が適切であるかどうか。(第5号関係)

【現在地(学校敷地内)に建替えることについて】

- 以下の理由から、現在地(学校敷地内)に建替えることが適切と判断する。
 - ① 現在地において、改築に必要な面積が確保されていること。
 - ② 当該敷地は県有地であり、用地取得等の新たな財政負担が生じないこと。
 - ③ JR陸前山下駅に近接(約0.7km)しており、公共交通機関の便が良いこと。
 - ④ 石巻市中心の市街地に位置し、近隣には石巻市役所、市立図書館、総合体育館のほか、各小中学校、高等学校、石巻専修大学等の公共・教育施設が立地しており、教育に恵まれた環境にあること。

【石巻地区での改築事業の意義について】

- 復興の主要地域である石巻地区での改築事業であり、復興及びまちづくりを身近に意識できる学習環境の整備につながる。

6 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。(第6号関係)

- 改築により施設強度の向上、バリアフリー化等が推進され、生徒・教職員等の安全・安心が確保される。
- 当該校は近年、単位制を導入し、少人数授業を展開するなど独自の取組を行っている。新校舎の整備により学校の魅力が高まることで、生徒募集の強みがさらに発揮され、進学拠点校としての位置づけがこれまで以上に強化されることが期待される。
- さらに、石巻高等学校と石巻好文館高等学校の2つの進学校がこれまで以上に切磋琢磨しあうことで、石巻圏域全体の学力向上につながると同時に、他の中堅普通科高等学校及び専門高等学校との機能分担が実現することで、児童生徒の希望する進路に応じた多様な学校選択が可能になることが期待される。
- 改築により、ICT教育等、新しい施設設備が必要な教育分野への対応が可能となり、学校としての魅力や生徒の教育環境の向上につながる。
- 共学校としての施設環境の見直しにより、男女いずれの生徒にも魅力的な学校空間が形成されることで、生徒募集時の競争力が高まる。

7 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。(第7号関係)

- 現在地への校舎建替えであり、基本的に土地の形状変更を伴うものではないことから、周辺環境に新たな影響を与える可能性は低いと考えられるが、事業実施に当たっては宮城県環境基本計画に則り、周辺環境、環境負荷の低減に配慮した基本設計の実施及び施工を行うものとし、新校舎建設や既設校舎解体の際にも周辺環境に配慮した工法等により行う。

《附属資料14 宮城県環境基本計画【概要版】》

8 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策

<p>【事業費財源に関するリスク】 ○ 現在のところ想定されるリスクはない。</p> <p>【災害に関するリスク】 ○ 新校舎については、新耐震基準により建築されることから、地震災害に対する耐震性能が確保される。新校舎供用開始までの期間は、既存校舎または仮設校舎の維持・保全に万全を期すとともに、災害時に備えた避難訓練等を継続して実施するなど、生徒・教職員の意識を高め、対応していく。</p>
--

9 事業の経費が適切であるかどうか。(第8号関係)

建設費 (再掲)	A	調査費 13百万円 設計費 98百万円 工事費 3,617百万円 その他(工事監理費, 需用費等) 83百万円 合計 3,811百万円
		【財源内訳】 起債 臨時高等学校整備事業債(充当率90%) 3,430百万円 一般財源 381百万円 合計 3,811百万円
維持管理費 (再掲)	B	40年間の維持管理費の累計 (建設後の施設の利用を平成32年～平成71年の40年間と想定) 人的経費 473百万円 修繕・補修関係経費 1,226百万円 運営・管理経費 1,056百万円 合計 2,755百万円
		【財源内訳】 起債 臨時高等学校整備事業債(充当率90%) 946百万円 一般財源 1,809百万円 合計 2,755百万円
合計 (再掲)	A+B	6,566百万円
投入職員数		○ 平成28年度～平成30年度(校舎設計等) 延べ100人(2人×2.5日×20月) ・教育庁施設整備課職員が関係課, 地方公所職員及び設計事務所との打合せを月に2～3日実施。 ○ 平成30年度～平成31年度(校舎改築等) 延べ90人(2人×2.5日×18月) ・教育庁施設整備課職員が関係課, 地方公所職員及び請負業者との打合せを月に2～3回実施。 ○ 平成31年度～平成32年度(旧校舎解体, 外構, グラウンド整備等) 延べ60人(2人×2.5日×12月) ・教育庁施設整備課職員が関係課, 地方公所職員及び請負業者との打合せを月に2～3回実施。

以上のとおり、石巻好文館高等学校校舎等改築事業について県が評価を行った結果、事業の実施は適切と判断した。



宮行評委第7号
平成28年9月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県行政評価委員会
委員長

堀切川 一



宮城県行政評価委員会大規模事業評価部
部会長

奥 村



「船形コロニー整備事業」及び「石巻好文館高等学校校舎等改築事業」に係
る大規模事業評価について（答申）

平成28年7月12日付け復政第27号で諮問のありましたこのことについて、行政評
価委員会条例第6条第1項第2号及び同条第7項の規定により、大規模事業評価部会
で審議した結果を別紙1及び別紙2のとおり答申します。

(別紙1)

船形コロニー整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面（評価調書）をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面（評価書）の作成及び事業の具体化に当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を適切に反映させることを求めます。

記

- 1 事業の実施に当たっては、今後のニーズの変化等に適切に対応できる機能を備えた施設となるよう検討すること。
- 2 先進的な機能の導入等により、維持管理費用の縮減を考慮すること。
- 3 施設職員の労働環境についても配慮するとともに、長期的視点で職員の育成に努めること。

(別紙2)

石巻好文館高等学校校舎等改築事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面(評価書)の作成及び事業の具体化に当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を適切に反映させることを求めます。

記

人口減少・少子化の将来予測を踏まえ、新しい教育ニーズにも適切に対応できる学校運営の展開について配慮すること。

